

第1号議案

建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく許可に係る特殊建築物の位置について

(南アルプス市 一般・産業廃棄物処理施設)

建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可について

申請者名称	湯澤工業(株) 代表取締役 湯沢 基
位置	南アルプス市野牛島1150-1番地他18筆 (都市計画区域内 用途地域指定無し)
処理施設	<p>① 破砕施設(木くず) (新設)・・・今回の許可対象</p> <p>② 圧縮施設(廃プラスチック、繊維、金属、紙くず) (新設)・・・許可対象外(規制処理能力未満)</p> <p>③ 破砕施設(木くず)(既設)</p> <p>④ 破砕施設(廃プラスチック、紙、繊維、金属くず)(既設)</p> <p>※ ③、④は平成24年11月許可済</p>
申請理由	木くずの有効利用及びリサイクルの促進のため、形状が異なる木質チップを生産する施設を新たに設置する。

◆建築基準法

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

法第51条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

ただし、**特定行政庁が都道府県都市計画審議会**(その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあっては、当該市町村都市計画審議会)**の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合には、この限りでない。**

① 産業廃棄物処理施設

◆建築基準法施行令

(位置の制限を受ける処理施設)

第130条の2の2 法第51条本文(法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

二 次に掲げる処理施設(工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。以下「産業廃棄物処理施設」という。)

イ **廃棄物処理法施行令第7条第1号から第13号の2までに掲げる産業廃棄物の処理施設**
ロ 略

◆廃棄物処理法施行令

(産業廃棄物処理施設)

令第7条 法第15条第1項の政令で定める産業廃棄物処理施設は、次のとおりとする。

八の二 第2条第二号(木くず)に掲げる廃棄物又はがれき類の破碎施設であって、

1日当たりの処理能力が5tを超えるもの

① 産業廃棄物処理施設

■ 行為・施設の概要

	廃棄物の種類	処理施設	処理能力	許可対象
産業廃棄物	木くず	破砕施設①(新設)	176.00 t/日	> 5.00 t/日
	木くず	破砕施設③(既設)	63.92 t/日	> 5.00 t/日
	廃プラスチック	圧縮施設②(新設)	3.60 t/日	許可対象外 (指定無し)
	繊維くず		3.70 t/日	
	紙くず		4.40 t/日	
	金属くず		2.50 t/日	
	廃プラスチック	破砕施設④(既設)	28.80 t/日	> 5.00 t/日
	繊維くず		25.60 t/日	許可対象外 (指定無し)
	紙くず		30.40 t/日	
	金属くず		34.40 t/日	

申請概要1

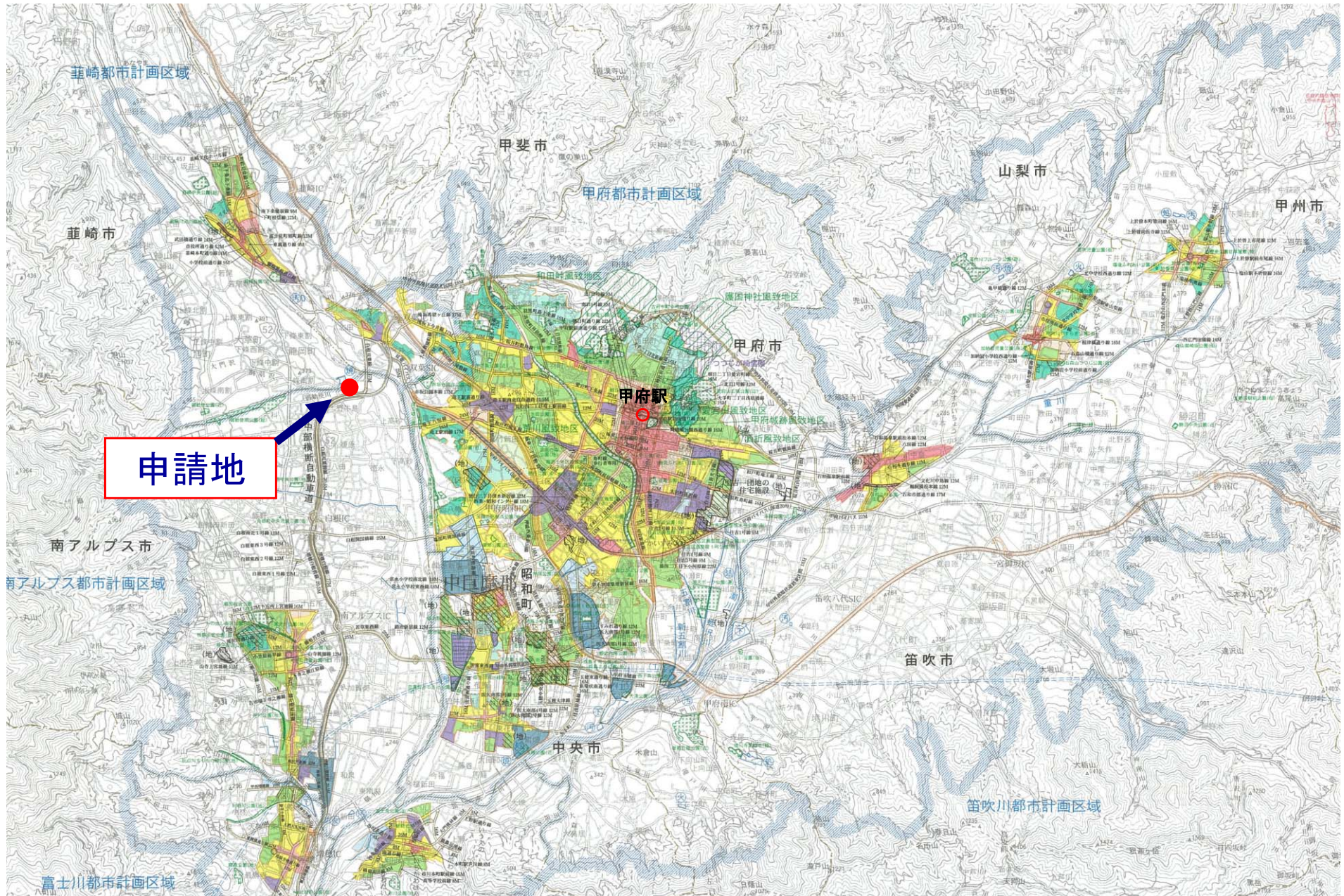
- 建築物の概要: 既存7棟 (今回、建物の建築行為はなし)
敷地面積 5,615.07m²

容積率: 25.45% < 200% 建ぺい率: 25.53% < 70%

番号	建物名称	階数	構造	高さ	延べ面積	建築面積	備考
1	木材チップ工場	1	鉄骨造	8.90m	514.95m ²	514.95m ²	既存
2	二軸破碎工場	1	鉄骨造	8.54m	270.00m ²	270.00m ²	既存
3	事務所	1	木造	4.23m	73.28m ²	78.25m ²	既存
4	製品置場	1	鉄骨造	8.60m	483.98m ²	483.98m ²	既存
5	休憩所	1	木造	3.15m	38.55m ²	38.55m ²	既存
6	試験室	1	木造	3.22m	45.54m ²	45.54m ²	既存
7	トイレ	1	鉄骨造	2.30m	2.80m ²	2.80m ²	既存
合 計		-	-	-	1,429.10m ²	1,434.07m ²	-

施設の設置位置

<都市計画図>



施設の設置位置

<都市計画図>



韮崎都市計画区域

申請地

南アルプス都市計画区域

建物配置図

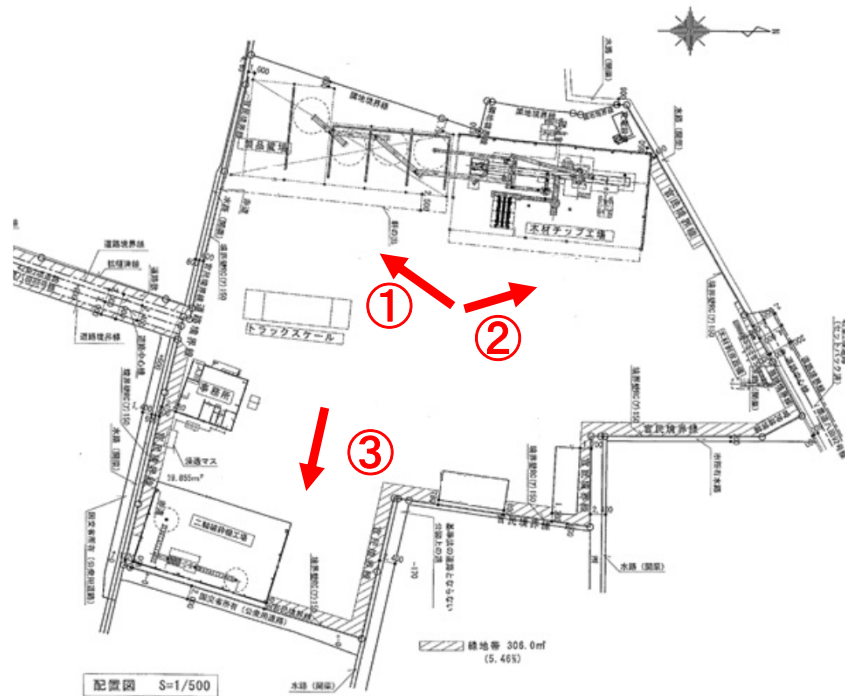


■ 現地の写真

①



②



③

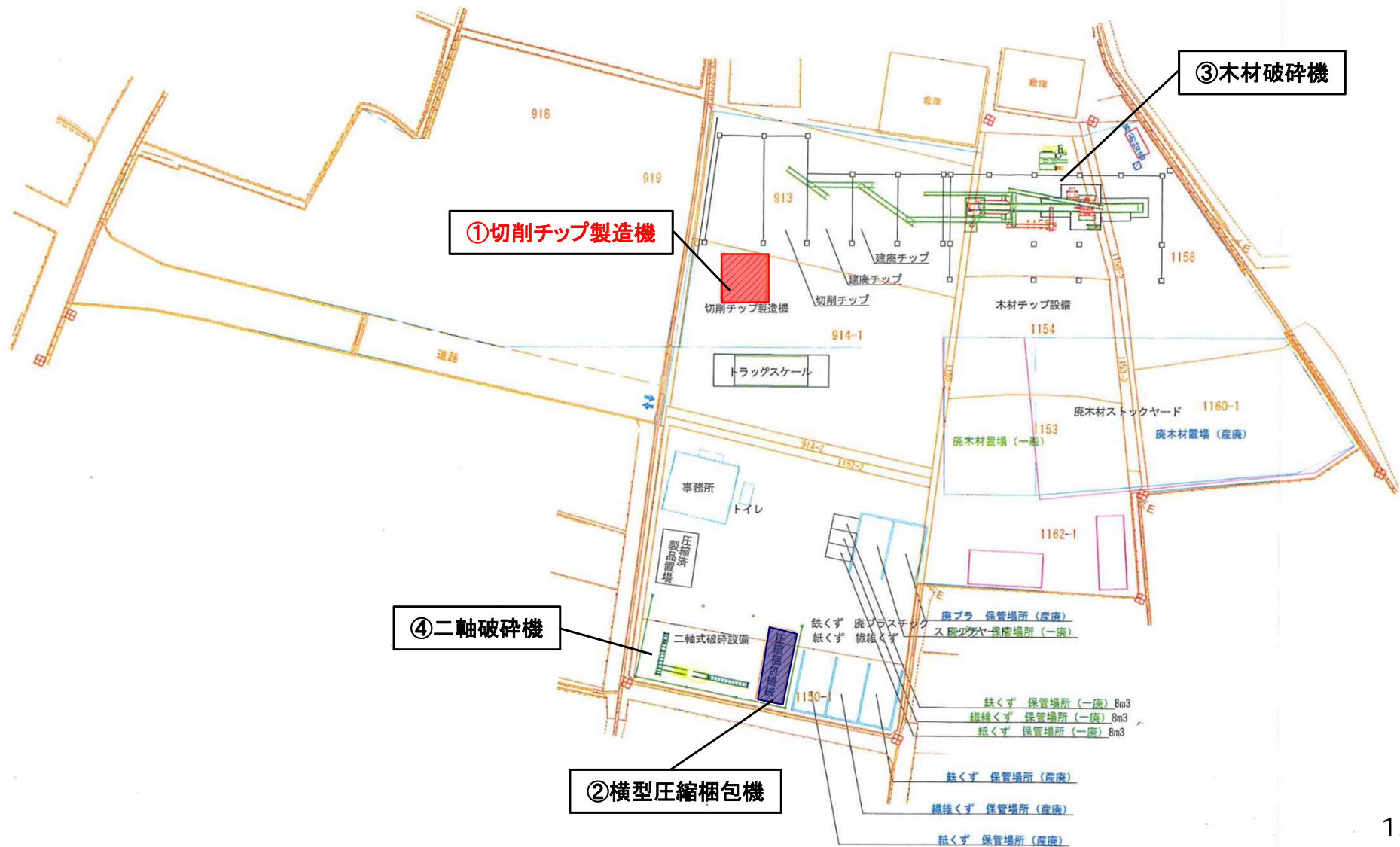


処理施設一覧表

設備の種類	設備の名称	廃棄物の種類	処理能力(t/日(8H))
破砕施設	① 切削チップ製造機	木くず	176
圧縮施設	② 横型圧縮梱包機	紙くず	4.4
		廃プラスチック	3.6
		繊維くず	3.7
		金属くず	2.5
破砕施設 (既存)	③ 木材破砕機	木くず	63.92
	④ 二軸破砕機	紙くず	30.4
		廃プラスチック	28.8
		繊維くず	25.6
		金属くず	34.4

■ プラント配置計画図

プラント配置計画図



新規の処理施設

①切削チップ製造機

日本専用設計モデル

コンパクトボディ

クローラー自走式
360DL
180PS級

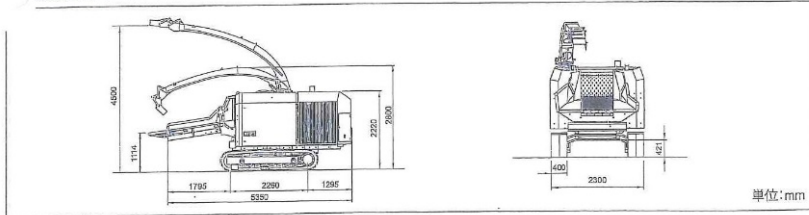
最大処理径360mm、時間当たり最大処理能力80m³の必要かつ十分な作業性能を、林内作業も可能な全幅2,300mmのコンパクトボディに凝縮した日本専用設計モデル。
メガシリーズ共通の内蔵スクリーンで均

一性の高いチップを製造できるため山土場や材料集積場から直接チップ箱裏先に投入可能。チップ車に直接吹き込み可能なロング排出シュートを装備しているため輸送コストを大幅に削減することが可能です。



(写真はオプション仕様をきむ)

Dimensions (寸法図)



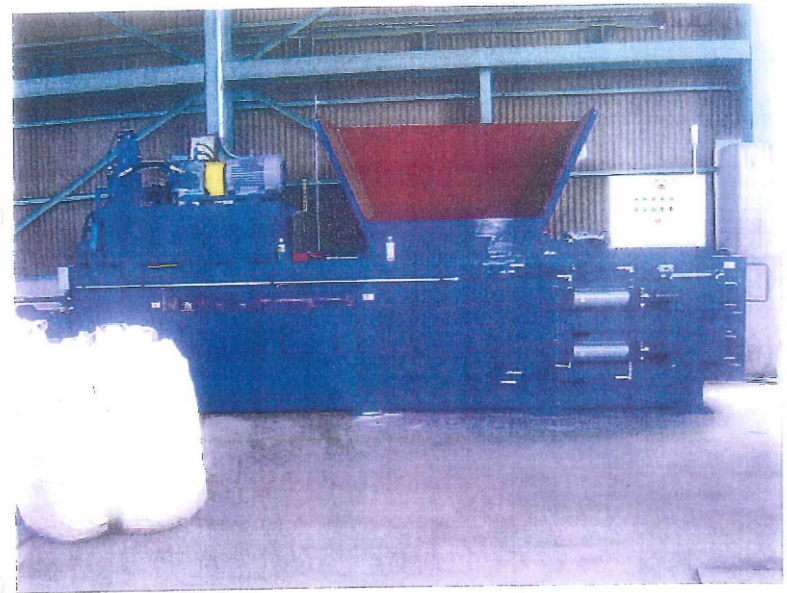
単位:mm



②横型圧縮梱包機

横型圧縮梱包機 型式 S-1010

圧縮梱包の理想型



特徴

重機もしくはコンベヤを用いて、投入効率を最大限に確保し、かつ確実に手で結束する仕様となります。汎用性に優れ、紙類、ビニール類、ペットボトル、硬質プラなど、多品目を効率よく処理することが可能です。扉に対し圧力をかけるので非常に高圧縮なバールが作成でき、ひとつひとつ排出することで処理物の切り替えが容易に行えます。結束はプラスチックヒモ、番線に対応しています。



逆向き仕様

申請概要3

■ 作業時間 8時間（午前8時から午後5時）

月曜日 ~ 土曜日

（搬入搬出等時間 午前8時から午後5時）

■ 運搬計画

搬出入車両 20台／日（10t車） → 25台／日（10t車）

10台／日（4t車） 変更無し

10台／日（2t車） 変更無し

湯澤工業(株)産業廃棄物処理施設に係る敷地の位置の妥当性の検討項目について

1 位置の妥当性

2 搬出入路の妥当性

3 施設計画の妥当性

4 環境公害対策の妥当性

5 地元住民等との合意形成等

1 位置の妥当性について

- 計画地は南アルプス市北東部で、韮崎市との境界である御勅使川右岸沿いに位置し、隣地には、採石・アスファルトプラント工場があり、周囲は畑に囲まれ、東側に国道52号(甲西道路)がある。
- 南アルプス都市計画区域内の用途地域無指定の区域であり、南アルプス市都市計画マスタープランでは、まとまりのある農地・緑地の保全と工業地等のコンパクトな開発規制・誘導を行う地域と位置づけている。
- 申請敷地から300m以内には学校、病院、図書館、老人ホーム及び保育所は存在しない。

周辺状況図①

